

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案

規制の名称：脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための制度整備

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部署：資源エネルギー庁長官官房総務課、省エネルギー・新エネルギー一部新エネルギー課、電力・ガス事業部電力基盤整備課、原子力政策課、原子力立地・核燃料サイクル産業課

評価実施時期：令和5年2月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

（1）原発の運転期間に係る制度の創設

ロシアのウクライナ侵略に起因する国際エネルギー市場の混乱や国内における電力需給ひっ迫等への対応に加え、グリーン・トランスフォーメーション（以下「GX」という。）が求められる中、脱炭素電源の利用促進を図りつつ、電気の安定供給を確保するための制度整備が必要。

今般の措置を講じなかった場合、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた脱炭素電源の利用促進や、電気の安定供給の確保が十分になされず、国民生活に悪影響を与えるおそれがある。

（2）使用済燃料再処理機構（NuRO）への廃炉推進業務の追加と廃炉拠出金制度の創設

※本法律によって、名称を「使用済燃料再処理・廃炉推進機構」に変更予定。

我が国では、2020年代半ば以降、国内の商業用原子炉の廃炉が本格化していく見通しであり、既に東京電力福島第一原子力発電所を除く18基が廃炉を決定済みである。我が国における円滑かつ着実な廃炉を実現するためには、原子力発電事業者間の連携によって、先行事例の知見等を活用しながら、廃炉に係る事業者共通の課題に対応するとともに、必要な資金を着実に確保していく必要がある。この点、我が国には、これまで商用炉の廃炉を完了した実績がないため、廃炉に係る知見やノウハウの蓄積が十分ではない。また、廃炉に必要な費用については、現在、原子

力発電事業者が解体引当金省令に基づいて会計上の引当てを行っているが、これは、廃炉という用途に限定したキャッシュが確保されていることまでを担保する仕組みではない。

このため、今般の制度措置を講じなければ、我が国における円滑かつ着実な廃炉の実施に支障を来すおそれがある。

(3) 地域と共生した再生可能エネルギーの導入のための事業規律強化

我が国における再生可能エネルギーの導入は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）に基づく FIT 制度等によって大きく拡大し、電源構成における再生可能エネルギーの比率は、FIT 制度導入前の 2011 年度における約 10%から 2020 年度には約 20%にまで倍増した。他方で、この 10 年間は、発電までのリードタイムが比較的短い太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの導入が促進され、幅広い業種から多様な事業規模の事業者等が新規参入する中で、資源エネルギー庁 HP の情報提供フォームには 2016 年 10 月～2022 年 2 月末で 850 件の相談が寄せられているなど、安全面、防災面、将来の廃棄等に対する地域の懸念が高まってきている。

現状の制度のままでは、地域と共生した形での再生可能エネルギー発電事業が十分には図られず、再生可能エネルギーの適正な導入が阻害されるおそれがある。その結果、2050 年カーボンニュートラルの実現や 2030 年度の再生可能エネルギー導入目標（36～38%）の実現が困難となるおそれがある。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及びその発生原因】

(1) 原発の運転期間に係る制度の創設

ロシアのウクライナ侵略に起因する国際エネルギー市場の混乱や国内における電力需給ひっ迫等への対応に加え、GX が求められる中、脱炭素電源の利用促進を図りつつ、電気の安定供給を確保するための制度整備が必要。

こうした中で、「GX 実現に向けた基本方針」（令和 5 年 2 月 10 日閣議決定。以下「GX 基本方針」という。）においては、将来にわたってエネルギーの安定供給を確保するため、エネルギー危機に耐え得る強靱なエネルギー需給構造に転換していく必要があることから、化石エネルギーへの過度な依存からの脱却を目指し、供給サイドにおいては、足元の危機を乗り切るためにも再生可能エネルギー、原子力などエネルギー安全保障に寄与し、脱炭素効果の高い電源を最大限活用する旨の方針が示された。更に、GX 基本方針においては、原子力について「既存の原子力発電所を可能な限り活用するため、原子力規制委員会による厳格な安全審査が行われることを前提に、運転期間に関する新たな仕組みを整備する。現行制度と同様に、運転期間は 40 年、延長を認め

る期間は 20 年との制限を設けた上で、一定の停止期間に限り、追加的な延長を認めることとする。」こととされた。

(2) NuRO への廃炉推進業務の追加と廃炉拠出金制度の創設

廃炉は、様々な作業様態・プロセスの集合体であり、これを円滑かつ着実に進めていくためには、あらかじめ、廃炉に係る知見・ノウハウを蓄積していくことが重要である。しかし、我が国には、これまでに商用炉の廃炉を完了した実績がないため、こうした知見・ノウハウの蓄積が十分ではない。我が国の廃炉を円滑に進めていくためには、廃炉に取り組む原子力発電事業者間の効果的な連携や、知見・ノウハウの共有を促進する措置を講じる必要がある。

また、現在、原子力発電事業者は、廃炉に必要な費用について、運転期間中に会計上の引当てを行うことが義務付けられているが、これは廃炉という用途に限定したキャッシュが確保されていることまでを担保する仕組みではない。電力システム改革による競争が進展し、足元では燃料費が高騰するなど、原子力発電事業者を取り巻く状況はより厳しさを増していることから、こうした状況においても、廃炉に要する資金を確実に確保するためには、より踏み込んだ措置を講じる必要がある。

(3) 地域と共生した再生可能エネルギーの導入のための事業規律強化

2050 年カーボンニュートラルに向けて再生可能エネルギーを導入していくに当たっては、地域との共生を図りながら、これを進めていくことが不可欠。このため、認定事業者の義務の明確化や、周辺地域への事業内容の説明等を認定事業者が FIT 申請前に行うことが重要である。

また、認定事業者が認定計画に違反した場合、改善命令や認定取消しといった処分が発動されるまでには一定の時間を要するが、現行制度においては、その間も FIT 制度等に基づく支援が継続される。このため、違反状態が早期に解消されづらいといった課題がある。

さらに、今般、電気事業法においては、安定供給確保のために特に重要な送電線の整備計画の認定制度を設け、再エネ特措法では当該認定を受けた事業者に対する工事着工段階からの交付金の交付制度を創設するところ、電気事業法における当該認定が取り消された場合、交付された交付金は、適正な国民負担を実現する観点から返還されるべきである。

【規制の内容】

(1) 原発の運転期間に係る制度の創設

原子力発電事業者が、その発電事業の用に供するため、原発を運転することができる期間は 40 年とした上で、これを超えて運転する場合には、電気の安定供給や GX への貢献等を要件として、経済産業大臣の認可を受けなければならないこととする。

延長を認める運転期間については、20 年を基礎とした上で、以下の事由による運転停止期間についてはカウントに含めないこととする。

A：東日本大震災発生後の法制度（安全規制等）の変更に伴って生じた運転停止期間（事情変更後の審査・準備期間を含む）

B：東日本大震災発生後の行政命令・勧告・行政指導等に伴って生じた運転停止期間（事業

者の不適切な行為によるものを除く)

C：東日本大震災発生後の裁判所による仮処分命令等その他事業者が予見しがたい事由に伴って生じた運転停止期間（上級審等で是正されたものに限る）

（２）NuRO への廃炉推進業務の追加と廃炉拠出金制度の創設

NuRO の業務に、①全国の廃炉の総合的な調整、②廃炉に関する研究開発や設備調達等の実施、③廃炉に要する資金の確保と支弁などの、我が国の廃炉の円滑かつ着実な実施を促進するための業務を追加した上で、NuRO が行うこれらの業務に要する費用に充てるため、原子力発電事業者に対して、廃炉拠出金の納付を義務付ける。

（３）地域と共生した再生可能エネルギーの導入のための事業規律強化

事業規模や設置形態等に応じて再生可能エネルギー発電事業の内容を事前周知することを FIT/FIP の認定基準に加えるとともに、認定事業者に委託先に対する監督義務を課す。

また、認定事業者が認定基準や上記の監督義務に違反した場合は、FIT/FIP の国民負担による支援相当額を積み立てることを義務付けることにより、支援を一時留保する措置を創設する。併せて、認定取消しに至った場合には、支援相当額の返還を求める措置を創設する。なお、違反状態の改善を促すため、認定取消しに至るまでに当該違反が解消された場合には、当該積立金を取り戻すことができることとする。

さらに、電気事業法に基づく重要な送電線に係る整備計画の認定が取り消されたときは、その事業者に対して、交付された工事着工段階からの交付金の返還を求める措置を導入する。

【規制以外の政策手段の内容】

（１）原発の運転期間に係る制度の創設

本制度が検討された審議会においては、運転期間に上限を設けないこととする案も提示された。しかしながら、運転期間に上限を設けないこととした場合には、立地地域等の声に対応することができない等の懸念があるため、引き続き、運転期間に上限を設ける仕組みが適当との結論に至った。

（２）NuRO への廃炉推進業務の追加と廃炉拠出金制度の創設

引き続き、現行の枠組みの下で、原子力発電事業者が会計上の引当てによって廃炉に必要な費用を確保しながら、廃炉を進めていくことが考えられるが、廃炉を含めたバックエンドについては、国としてプロセスを加速化していく必要があることに加え、原子力発電事業者の経営状況が厳しい中でも今後本格化する廃炉に要する資金を確実に確保する必要があるため、他の政策手段による実現は難しい。

（３）地域と共生した再生可能エネルギーの導入のための事業規律強化

引き続き、現行の仕組みにおいて認定事業者に対する規律を確保することや、新たに政府がガイドラインを策定し、事業者に対する努力義務により行動変容を促すことが考えられるが、これ

までもガイドラインの累次の改正により対応を行ってきており、十分な効果が見込めない状況。また、既に資源エネルギー庁 HP の情報提供フォームには、自治体や住民の方々から懸念の声が数多く寄せられているなど、地域の懸念が顕在化している。このため、新たな手段により規律を強化する必要があり、他の政策手段による実現は難しい。

【デジタル化の視点を踏まえた規制の検討状況チェックリスト】

検討の必要な事項なし。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

(1) 原発の運転期間に係る制度の創設

【遵守費用】

運転期間に係る認可を取得するに当たっては、申請書類の作成等に要する費用が発生することが想定されるが、その定量的な評価は困難であり、かつ、過大な負担を強いるものではない。

【行政費用】

国においては、経済産業大臣が認可するか否かの判断を行うに当たっての事務処理費用が想定されるが、こうした業務は頻繁に生じるものではないため、追加負担は小さく、かつ、定量的な推計は困難である。

(2) NuRO への廃炉推進業務の追加と廃炉拠出金制度の創設

【遵守費用】

今回の制度措置により、廃炉に要する資金は、今後 NuRO の下で確保されていくこととなるが、現行の制度下においても、原子力発電事業者によって会計上の引当てがなされているため、今回の制度改正自体が、原子力発電事業者の負担を増加させることはない。

【行政費用】

国においては、NuRO が決める廃炉拠出金年度総額や拠出金率、廃炉推進業務中期計画について、経済産業大臣が認可するか否かの判断を行うに当たっての事務処理費用が想定されるが、こうした業務は頻繁に生じるものではないため、追加負担は小さく、かつ、定量的な推計は困難である。

(3) 地域と共生した再生可能エネルギーの導入のための事業規律強化

【遵守費用】

認定事業者の認定計画遵守や地域とのコミュニケーションは現行の制度下においても事業実施において必要なものであり、現行制度と比較して大きな負担を強いるものではない。

積立命令や返還命令は、違反事業者に対しての措置であるため、その影響は限定的であり、かつ、定量的な推計は困難である。

【行政費用】

違反事業者に係る積立金の管理や、返還金の徴収は広域的運営推進機関が担うため、その事務に係る費用が行政費用として発生するが、その影響は限定的であり、かつ、定量的な推計は困難である。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

規制緩和ではないため、該当しない。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

(1) 原発の運転期間に係る制度の創設

2050年カーボンニュートラル実現に向けて脱炭素電源の利用促進を図りつつ、電気の安定供給を確保することに貢献することが見込まれる。

(2) NuROへの廃炉推進業務の追加と廃炉拠出金制度の創設

NuROの業務に、①全国の廃炉の総合的な調整、②廃炉に関する研究開発や設備調達等の実施、③廃炉に要する資金の確保と支弁などの廃炉推進業務を追加し、当該業務に必要な資金を廃炉拠出金として原子力発電事業者からNuROに納付させることで、我が国全体の廃炉の円滑かつ着実な実施を実現する。

(3) 地域と共生した再生可能エネルギーの導入のための事業規律強化

事業規律の強化や系統整備を促進するための環境整備により、マスタープランを踏まえた系統

の整備が進むとともに、地域と共生した再生可能エネルギーの導入が拡大し、2030年度の電源構成に占める再生可能エネルギー比率 36～38%の達成に寄与する。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

（１）原発の運転期間に係る制度の創設

今回の措置により、例えば、発電事業における非化石エネルギー源の利用促進を通じたカーボンニュートラル実現への貢献、我が国産業の国際競争力の強化、電気の安定供給の確保が便益として考えられるが、これらの効果を定量的に算出することは困難である。

（２）NuRO への廃炉推進業務の追加と廃炉拠出金制度の創設

今後、NuRO の下で、原子力発電事業者の廃炉に関する共通課題に対応していくため、これによる廃炉のコストの低減効果が考えられるが、こうした効果は、今後の廃炉の進捗状況や物価動向等にも左右されることから、定量的に算出することは困難である。

（３）地域と共生した再生可能エネルギーの導入のための事業規律強化

例えば、国民負担による支援相当額の積立命令や返還命令などの措置により、違反の未然防止や国民負担の抑制につながるものが考えられるが、返還金等は個別事案によって異なるため、これらの効果を定量的に算出することは困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

規制緩和ではないため、該当しない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

特になし。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

（1）原発の運転期間に係る制度の創設

今回の制度措置に伴う遵守費用及び行政費用は限定的である一方で、既設原発を活用することにより、脱炭素電源の利用促進を図りつつ、電気の安定供給を確保することが可能となる。

（2）NuROへの廃炉推進業務の追加と廃炉拠出金制度の創設

今回の制度措置に伴う遵守費用及び行政費用は限定的である一方で、NuROに廃炉推進業務を追加することに伴う廃炉に係る知見・ノウハウの集約及び廃炉費用の確実な確保により、我が国全体の廃炉の円滑かつ着実な実施を図ることが可能となる。

（3）地域と共生した再生可能エネルギーの導入のための事業規律強化

今回の制度措置に伴う遵守費用及び行政費用は限定的である一方で、事業規律の強化によって、国民負担の適正化と地域共生を図りながら、脱炭素電源として重要な再生可能エネルギーの導入拡大が可能となる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合

い) を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

(1) 原発の運転期間に係る制度の創設

代替案として、運転期間に上限を設けないこととした場合、東京電力福島第一原子力発電所事故以降の政策との連続性の確保や、立地地域等からの声に十分対応することができないおそれがある等の理由から、今般の措置が適当との結論に至ったものであり、こうした代替案は課題解決の方策として妥当ではない。

(2) NuRO への廃炉推進業務の追加と廃炉拠出金制度の創設

代替案としては、原子力発電事業者が廃炉に必要な資金を積み立てるための資金管理主体を設け、原子力発電事業者が当該資金管理主体に廃炉に必要な資金を積み立てることを義務付ける積立金制度が考えられる。この場合、仮に、原子力発電事業者が倒産する等の事態が発生した場合には、当該事業者の積立資金が債権回収の対象となり、原子力発電所の廃炉費用を確保できなくなるおそれがあるため、代替案は課題解決の方策として妥当ではない。

(3) 地域と共生した再生可能エネルギーの導入のための事業規律強化

代替案として、再生可能エネルギー発電事業計画の認定基準として、事業規模や設置形態によらず、周辺地域への事前の説明会開催を一律に求めることや、再生可能エネルギー発電事業が認定計画に違反している場合には再生可能エネルギー電気の買取りを行わないことも考えられる。しかし、再エネ特措法は再生可能エネルギー電気の供給を促進することを目的としているところ、周辺地域や周辺環境へ影響を及ぼす可能性が低い事業については柔軟な手続とすることが適切であり、また、買取りの停止では、違反を早期に改善するインセンティブを十分に与えられず、違反状態が放置される可能性があるため、再エネ特措法の目的達成のためには、代替案は課題解決の方策として妥当ではない。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

(1) 原発の運転期間に係る制度の創設

総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会において、令和4年9月～12月にかけて、利用政策の観点からの運転期間の在り方などの原子力政策に関する今後の検討事項について議論した。その結果として、立地地域等の声や、現行制度との連続性等にも配慮して、運転期間は40年とし、延長を認める期間は20年を基礎とした上で、一定の運転停止期間についてはカウントに含めない案を取りまとめた。

<原子力小委員会>

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/genshiryoku/index.html

(2) NuRO への廃炉推進業務の追加と廃炉拠出金制度の創設

総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会廃炉等円滑化ワーキンググループにおいて、令和4年7月～10月にかけて、廃炉を円滑かつ着実に実施するための課題の整理と、必要な事業体制や資金確保の在り方等について議論した。その結果として、我が国全体の廃炉に係る事業者共通の課題の解決を図るとともに、廃炉に係る資金の確保及び支弁を担う認可法人を設け、当該認可法人の業務の実施に充てる費用として原子力発電事業者に対して拠出金の納付を求める案を取りまとめた。

<廃炉等円滑化ワーキンググループ>

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/genshiryoku/hairo_wg/index.html

(3) 地域と共生した再生可能エネルギーの導入のための事業規律強化

総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループにおいて、令和4年10月～12月にかけて、地域と長期に共生する再生可能エネルギー導入を加速するために、事業規律の強化や既設再エネの最大限の活用策に向けた制度設計について議論した。認定事業者の責任明確化や周辺住民への事前周知の要件化、認定取消し事由に該当するときの積立命令や認定取消し時の返還命令を設ける案を取りまとめ、当該案に対して特段の反対意見は無く、了承を得た。

また、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会及び電力・ガス基本政策小委員会において、大規模の系統整備を円滑に進めるための系統投資に必要な資金調達環境の整備の在り方についても、当該系統の使用開始前から費用回収の仕組みを開始すること、基準不適合時には当該仕組みにより交付される交付金の返還を求めること等の案について了承を得た。

<再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ>

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/kyosei_wg/index.html

<再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会>

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/index.html

<電力・ガス基本政策小委員会>

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/index.html

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本規制については、施行後 5 年程度において事後評価を実施する。ただし、（3）地域と共生した再生可能エネルギーの導入のための事業規律強化については、施行後 3 年程度において事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

（1）原発の運転期間に係る制度の創設

原子力発電に係る地域理解や安全性向上に係る取組、次世代革新炉の開発・建設の進展や、国際的な基準の確立、安定供給に係る社会的な情勢の変化等を継続的に確認しつつ、本制度による効果について把握する。

（2）NuRO への廃炉推進業務の追加と廃炉拠出金制度の創設

原子力発電事業者及び NuRO からのヒアリング等を通じて、廃炉の実施状況等を把握する。

（3）地域と共生した再生可能エネルギーの導入のための事業規律強化

再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー導入量やマスタープランを踏まえた系統整備状況等を確認しつつ、本制度による効果について把握する。